

2. 契約締結に至るまでの各段階で実施すべき内容について

(1) 現場説明

現場説明において、総合工事業者、専門工事業者それぞれが実施すべき内容は、次のとおりとする。

| 総合工事業者 | 専門工事業者 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 見積条件の明確化（注1） ● 見積費目の提示（注2） ● 原則として現地にて開催 ● 工事に精通した社員の出席 ● 工事監督担当者の出席（注3） ● 図面から読み取れない特殊事項の説明 | <ul style="list-style-type: none"> ● 見積条件の確認 ● 見積費目の確認 ● 業務に精通した社員の出席 ● 受領した図面、仕様書等による質疑事項の整理 ● 図面と現地との不具合が生じた場合の総合工事業者との詳細図等による確認 |

（注1）次に掲げる見積条件を書面により提示し、必要に応じて口頭で説明する。

| 条 件 | 内 容 |
|--------------|----------------|
| 1. 施工場所 | 立地条件等 |
| 2. 工 期 | 全体工程及び当該工事工程等 |
| 3. 制約条件 | 作業時間帯制限等 |
| 4. 特記仕様 | 工法指定等 |
| 5. 支給材料 | 材料支給の有無等 |
| 6. 無償貸与物 | 仮設材等の貸与等 |
| 7. 製品メーカーの指定 | 使用材料のメーカー指定の有無 |
| 8. 見積書の提出期限 | |

なお、以上の項目のほか、施工計画書の提示等を考慮することが望ましい。

（注2）見積金額の算出根拠を明確にし、適正な金額折衝を可能とするため、使用する見積費目を書面にて提示するとともに、各費目の具体的内容を双方で確認する。なお、必要に応じて口頭で説明する。

【標準的な見積費目】

直接工事費 + 共通仮設費 + 現場管理費 + 諸経費

（各費目については、安全に十分配慮するものとする。）

（注3）必要に応じ、設計者の出席にも配慮する。